

たまロボットコンテスト参加規約

制定日：平成 25 年 8 月 30 日

一部改正：平成 25 年 12 月 27 日

この参加規約は、たま工業交流展実行委員会（以下、単に「主催者」という。）が主催するたまロボットコンテストへの参加にあたって適用される。

1 競技の内容

小中学生部門、工業高校部門の 2 部門により競技を行う。各部門の競技ルールについては別に定める。

2 参加資格

(1) 小中学生部門（個人）

参加申込み時点で小学校または中学校に在籍しているもの。ただし、小学生は 4 年生から 6 年生に限る。

(2) 工業高校部門（団体）

参加申込み時点で工業高校等の工業に関する学科に在籍している生徒。

(3) その他

主催者が特別に認めた場合は、上記参加資格に限らず各部門の競技への参加を許可する。

3 参加費

参加費は無料とする。

4 参加申込方法

指定の申込書を主催者に提出することにより参加を受け付けるものとする。ただし、参加申込みが定員を上回った場合、抽選により参加者を決定する場合がある。

5 参加辞退方法

参加申し込み完了後に出場を辞退する場合には、主催者へ連絡し承認を受けること。その際、大会参加にあたり備品等の貸与を受けている場合は速やかに返却すること。

6 著作権および肖像権

コンテスト参加チームの作成物については、全て主催者及び共催者が参加チームと著作権を共有するものとする。また、大会運営にあたり、参加者が活動している様子をビデオやカメラで撮影する場合がある。これら撮影した写真、画像、ビデオ類は、主催者、共催者や大会スポンサーおよび協力者が、各種メディアにおいてホームページや記事、広告などの広報用、または参加チームの技術向上のために使用する場合がある。

7 個人情報の扱いについて

参加およびアンケート等により収集した個人情報は主催者が有し、たまロボットコンテストがより一層参加者の期待に添うための資料として活用することがある。また、収集した個人情報は、大会及び大会関連イベント運営上必要とされる範囲内で使用するものとす

たまロボットコンテスト 参加規約

る。ただし、たまロボットコンテスト会場および関連行事において、名刺の提供もしくはそれに準ずる情報の提供を受けた場合には、その提供先各社・団体に対する情報提供の許可を受けたものと判断する。

8 免責事項

主催者に故意または過失が認められない場合、大会及び大会関連イベント参加中の盗難、事故、災害等により参加者が被った損害（傷病等を含む。）に関して、主催者は責任を負わないこととする。

9 その他

本規約に定めのない関連規約等については別に定めるものとする。また、本規約改正の際は主催者から参加者へ通知するものとする。

10 施行日

本規約は平成 25 年 8 月 30 日より施行する。

本改正は平成 25 年 12 月 27 日より適用する。